

京都大学環境安全保健機構放射線管理部門放射線施設共同利用内規

平成23年4月7日

機構長裁定制定

- 第1条 この内規は、京都大学環境安全保健機構放射線管理部門（以下「部門」という。）の放射線施設を共同利用に供することに関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 部門が共同利用に供する施設（以下「共同利用施設」という。）は、別に定める京都大学環境安全保健機構放射線管理部門放射線施設共同利用料金規程（平成31年1月24日機構長裁定）第2条に定めるとおりとする。
- 第3条 共同利用施設の利用（以下「共同利用」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 放射性同位元素等を使用する研究教育のため、共同利用室及び必要な機器等を共同利用するもの
 - (2) 放射性同位元素等を使用する研究教育のため、特定の機器等を共同利用するもの
 - (3) 放射性同位元素等の保管のため、貯蔵室を共同利用するもの
 - (4) 放射性廃棄物の一時保管のため、保管室を共同利用するもの
 - (5) 前各号以外で放射線に係る研究教育のため、共同利用室及び必要な機器等を共同利用するもの
- 第4条 前条第1号から第4号までの共同利用をすることのできる者は、本学又は所属機関において放射性同位元素等の取扱者として登録されている者とする。
- 2 前条第5号の共同利用をすることのできる者は、環境安全保健機構放射線管理部門長（以下「部門長」という。）が認める者とする。
- 第5条 共同利用施設の開館時間は、次の各号に掲げる休館日を除き、毎日午前9時から午後6時までとする。
- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
 - (4) 創立記念日（6月18日）
 - (5) 夏季一斉休業日（8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日）
 - (6) その他部門長が定め、あらかじめ公示する日
- 2 前項の規定にかかわらず、部門長が特に必要と認めたときは、休館日又は開館時間外においても、共同利用室及び機器等を第3条各号の共同利用に供することがある。
- 第6条 第3条の共同利用をしようとする者は、所定の申込期間内に所定の申込書を申込者の所属部局の放射線管理責任者を経て部門長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の共同利用の申込の承認又は不承認の結果は、申込者の所属部局の放射線管理責任者を経て申込者に通知する。

3 第1項の提出は、第3条第1号及び第2号の共同利用にあつては、年度ごとに行うこととする。

第7条 前条第1項の規定により共同利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、その承認を受けた日時、場所及び方法に従って共同利用施設を利用するものとする。

第8条 共同利用にかかる料金は、別に定める京都大学環境安全保健機構放射線管理部門放射線施設共同利用料金規程及び京都大学環境安全保健機構放射線管理部門イメージング装置共同利用料金規程（平成31年1月24日機構長裁定）によるものとする。

2 共同利用により発生した放射性廃棄物の処理にかかる経費は、利用者が負担するものとする。

第9条 利用者は、共同利用を終了するときには、利用した共同利用室及び機器等を速やかに原状に回復するとともに、放射線安全管理室の確認を受けなければならない。ただし、部門長が不要と認めたときは、この限りではない。

第10条 利用者は、関係法令及び学内規程並びに次の各号に掲げる事項を遵守するほか、部門の放射線施設の放射線管理責任者その他関係職員の指示に従わなければならない。

- (1) 利用を承認された目的以外に利用しないこと。
- (2) 共同利用室及び機器等を第三者に利用させないこと。
- (3) 共同利用室及び機器等を初めて利用する場合は、部門長が実施するオリエンテーションを受講すること。ただし、部門長が不要と認める場合を除く。
- (4) 共同利用室及び機器等に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、部門長が認める場合を除く。
- (5) 部門の施設、共同利用室及び機器等の保全に努めること。
- (6) その他部門長が指示する事項

2 利用者は、共同利用室及び機器等に異常があるときは、速やかに部門の放射線施設の放射線管理責任者その他関係職員に報告し、その指示に従わなければならない。

3 利用者は、共同利用室等の汚染を生ぜしめた場合には、直ちに部門の放射線施設の放射線管理責任者その他関係職員に連絡し、その指示に従わなければならない。

第11条 利用者は、その責に帰すべき事由により部門の放射線施設及び機器等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第12条 第3条第1号及び第2号の共同利用に係る利用者は、その共同利用により行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に部門の放射線施設を共同利用した旨を明記するものとする。

第13条 利用者がこの内規又はこの内規に基づく定め違反したとき、その他共同利用

の運営に重大な支障を生ぜしめたときは、部門長は、その者に係る共同利用の承認を取り消し、又は共同利用を一定期間停止することがある。

第14条 共同利用に関し必要な事項を検討するため、部門に共同利用検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第15条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 部門長

(2) 部門に所属する教員のうちから部門長が指名するもの 若干名

(3) 放射性同位元素等を使用する部局の教員のうちから部門長が委嘱するもの 若干名

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故のある時は、あらかじめ委員長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第17条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聞くことができる。

第18条 前4条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第19条 この内規に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、部門長が別に定める。

附 則

この内規は、平成23年4月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年1月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。